



申請前
にお読みください



お庭から緑の街並みづくりを始めませんか？

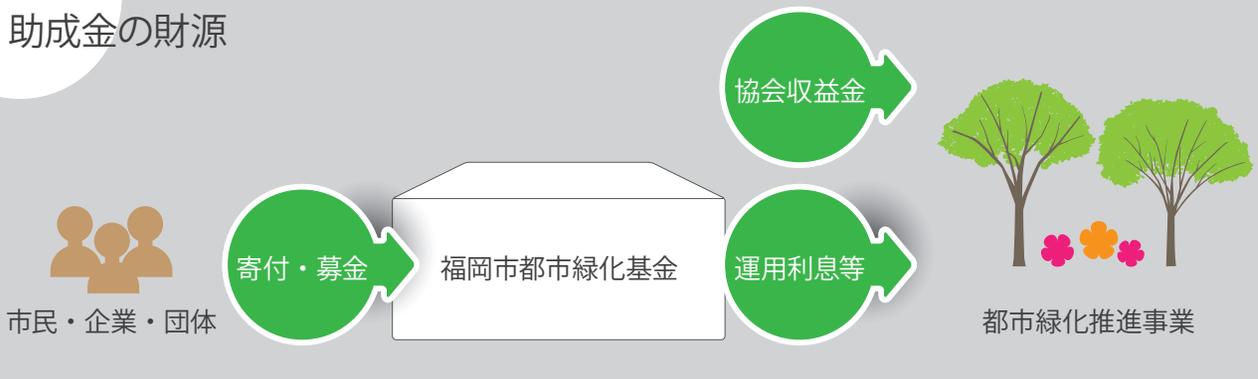
(公財) 福岡市緑のまちづくり協会は緑化施工費用の一部を助成します。



公益財団法人

福岡市緑のまちづくり協会

助成金の財源



本事業の助成金は、税金ではなく、福岡市都市緑化基金の寄付・募金の運用利息等を活用しています。市民・企業・団体の皆様の善意でいただいた寄付・募金ですので、緑化助成を申請される方は良好な維持管理にご協力をお願いいたします。

目 次

1. 緑化助成事業とは	1
2. 緑化助成対象の基本的な考え方	3
3. 緑化面積算出の基本的な考え方	6
4. チェックリスト	7
5. 維持管理の報告について	7
6. 手続きの流れ	8
7. 提出書類について	9

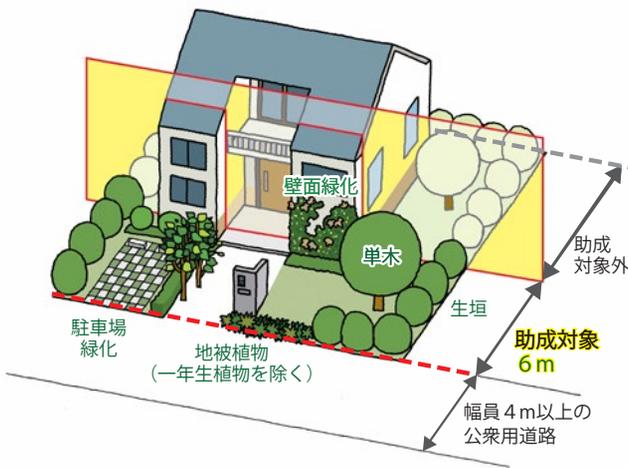
1

緑化助成事業とは

緑化助成事業は、緑あふれる街並みの形成を目的に、道路から見える緑化の施工費用の一部を（公財）福岡市緑のまちづくり協会が助成する事業です。

(1) 助成の対象

- ・幅員4m以上の公衆用道路から見え、かつ道路境界から6m以内の場所に施される緑化であること。
(道路から見える緑化については4ページをご参照ください。)
- ・緑化面積の合計が5㎡以上の新たに行う緑化であること。(緑化面積の算出方法については6ページをご参照ください。)
- ・緑化する植物は健全なものであること。
- ・一年生植物や野菜は対象外です。



よくある質問 4m未満の道路に面していてセットバックする予定ですが、助成対象になりますか？

完了時に申請対象の敷地が幅員4m以上の公衆用道路に面している場合に助成の対象となります。ご自身はセットバックしていても、お向かいがセットバックをしていないことにより公衆用道路の幅員が4m以下である場合は助成対象になりません。

よくある質問 人工芝は助成対象ですか？

助成対象になりません。

(2) 助成の条件

- 福岡市内の民有地で、(現況)地目が宅地であること。所有権、地上権等の権限を有する土地、または管理者の同意を得た土地であること。(申請者と所有者が異なる場合、所有者の承諾書をご提出ください)ただし、緑化工法、緑化資材、住宅展示場等の営業、建築物等の販売を目的とした緑化事業は省きます。
- 申請前に緑化工事が未着工で、申請年度の3月23日までに緑化工事完了及び事業実績報告書の提出ができるもの。
- 本助成事業以外に緑化に関する助成を受けていないこと。
- 法令等により緑化を義務づけられている場合は、その基準を超える部分の緑化を助成の対象とします。
- 同一の敷地において、すでに本助成事業を受けた者には、助成金を交付しません。
- 事業完了後、最低5年間は良好な樹木等の育成管理に努め、撤去してはなりません。

よくある質問 地目が宅地であれば集合住宅、店舗等も対象になりますか？

対象になります。ただし賃貸物件、建築物の販売を目的とした緑化事業は対象外です。集合住宅の場合、管理組合の理事会で承認を得たことが確認できる書類(議事録等)及び理事会の役員一覧をご提出ください。

(3) 助成金額

以下の(ア)、(イ)、(ウ)のうち、一番低い金額を助成します。(千円未満切捨て)

- (ア) 対象となる緑化施工費用の $\frac{1}{2}$ の金額
- (イ) 緑化面積算定表(様式 1-2) から算出される金額
- (ウ) 上限の20万円

※既存のものを流用する材料費や、工事を申請者自らが行う場合の工事費は対象外。

※移植や撤去費用は対象外。

助成の対象となる緑化施工費用

- ① 植物及び土壌、肥料、支柱等の材料費
- ② 緑化工事費
- ③ 壁面緑化の誘引資材及び灌水施設等の材料費及びその工事費
- ④ ①から③を対象とする諸経費

よくある質問 ブロック塀を撤去して生垣にしたいのですが、ブロック塀の撤去費用は対象になりますか？

ブロック塀の撤去費用は助成対象外です。

福岡市ではブロック塀等除却費補助事業を行っています。ブロック塀の撤去が未着工で概ね1か月前の申請であれば助成を受けられる可能性があります。福岡市ホームページ(福岡市>ブロック塀等除却費補助事業)をご確認ください。

(4) 申請受付期間

4月1日～翌年2月15日

(土日の場合は翌開庁日)

(土日の場合は前開庁日)

※申請年度の3月23日(土日祝日の場合は前開庁日)までに緑化工事完了及び事業実績報告書の提出ができるものに限りです。

よくある質問 緑化工事が終わっていますが、申請できますか？

緑化工事が終わったものは助成対象になりません。本事業は新たに行う緑化が対象です。そのため、緑化工事の前後に協会職員による現地確認により新たな緑化であることを確認しております。

よくある質問 造園会社を紹介してもらえますか？

造園会社および施工会社の紹介は行っていません。申請者様ご自身でお探してください。

(1) 地上緑化

地上において行う緑化を言います。

ア. 使用する植物は樹木及び地被植物とします。

イ. 植栽基盤と道路との間に*構造物がある場合、道路から構造物の天端までの高さが 1.5m以下でなければ助成対象になりません。樹木で緑化する場合、植栽基盤から構造物の天端までの高さが樹高の半分以下でなければ助成対象になりません。地被植物で緑化する場合は、植栽基盤から構造物の天端までの高さが 0.2m以下でなければ助成対象になりません。(P.4 をご参照ください)

ウ. 可動式植栽基盤は対象外とします。

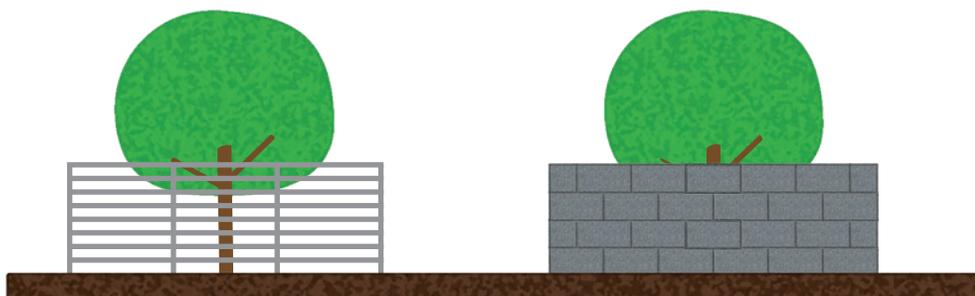
*構造物とは

本事業において構造物は、道路と植栽された植物の間に設置されるブロック塀や柵、生垣（下図参照）等、道路から植物を見た場合に、植物を完全に隠してしまうものをいいます。

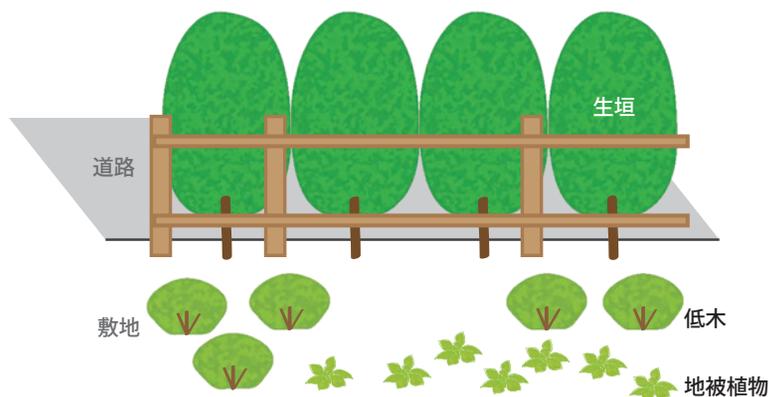
道路側から無理なく植物等が見通せ、植物を隠さない状態で設置される格子柵（正面から見た時の透過率が 50%以上）等は構造物とみなしません。

○ 透過率 50%以上

✕ 透過率 50%未満



*生垣（既存・新規）は透過率、樹高に関わらず構造物とみなします。

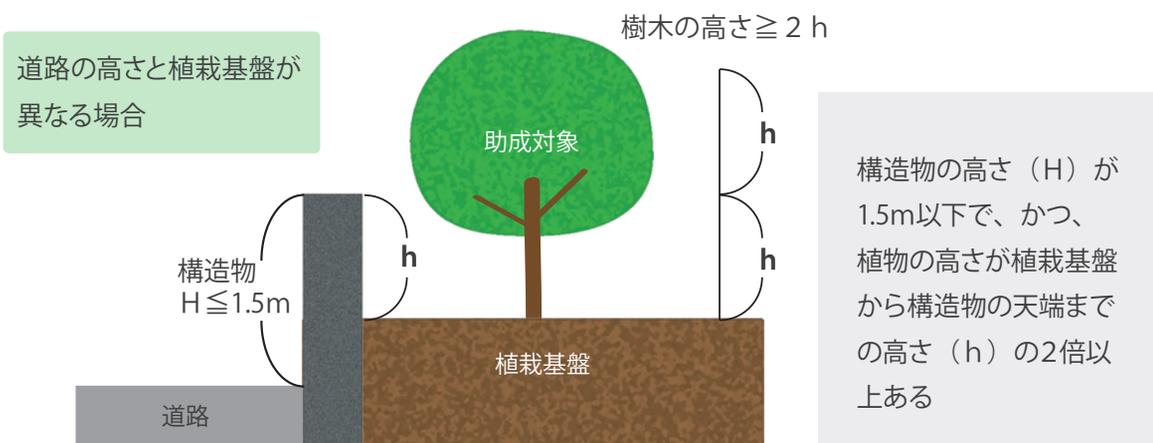
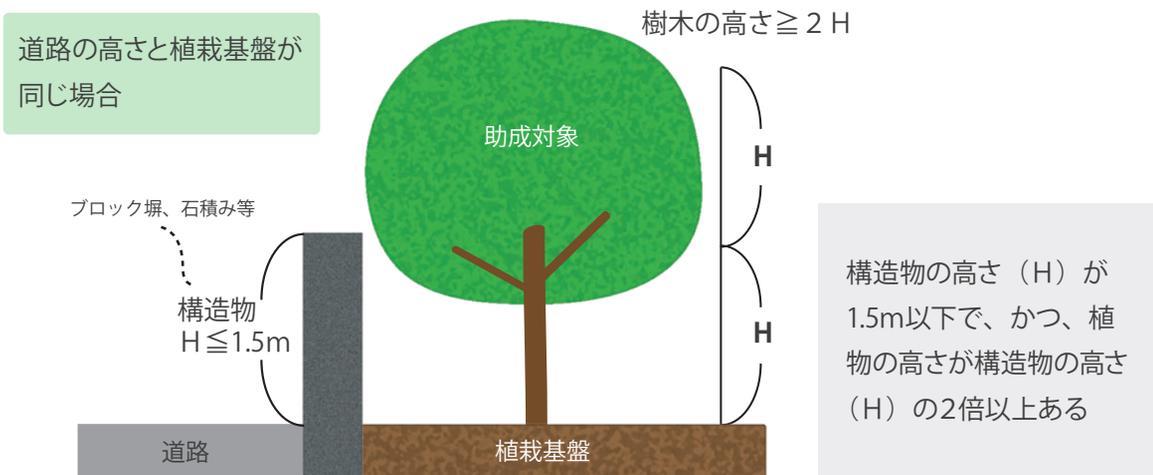


✕ 道路から見て生垣の奥に植える低木・地被植物は助成対象外です。

構造物がある場合の注意点

以下の条件を満たす場合、記載した緑化は助成の対象となります。

樹木の場合

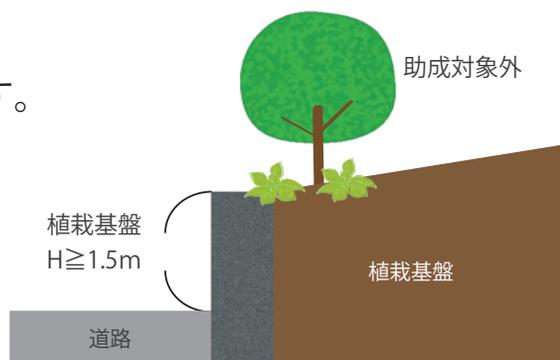


地被植物の場合



以下の場合、緑化は助成の対象外です。

道路から高さ (H) が 1.5m以上に
植栽基盤がある



(2) 壁面緑化

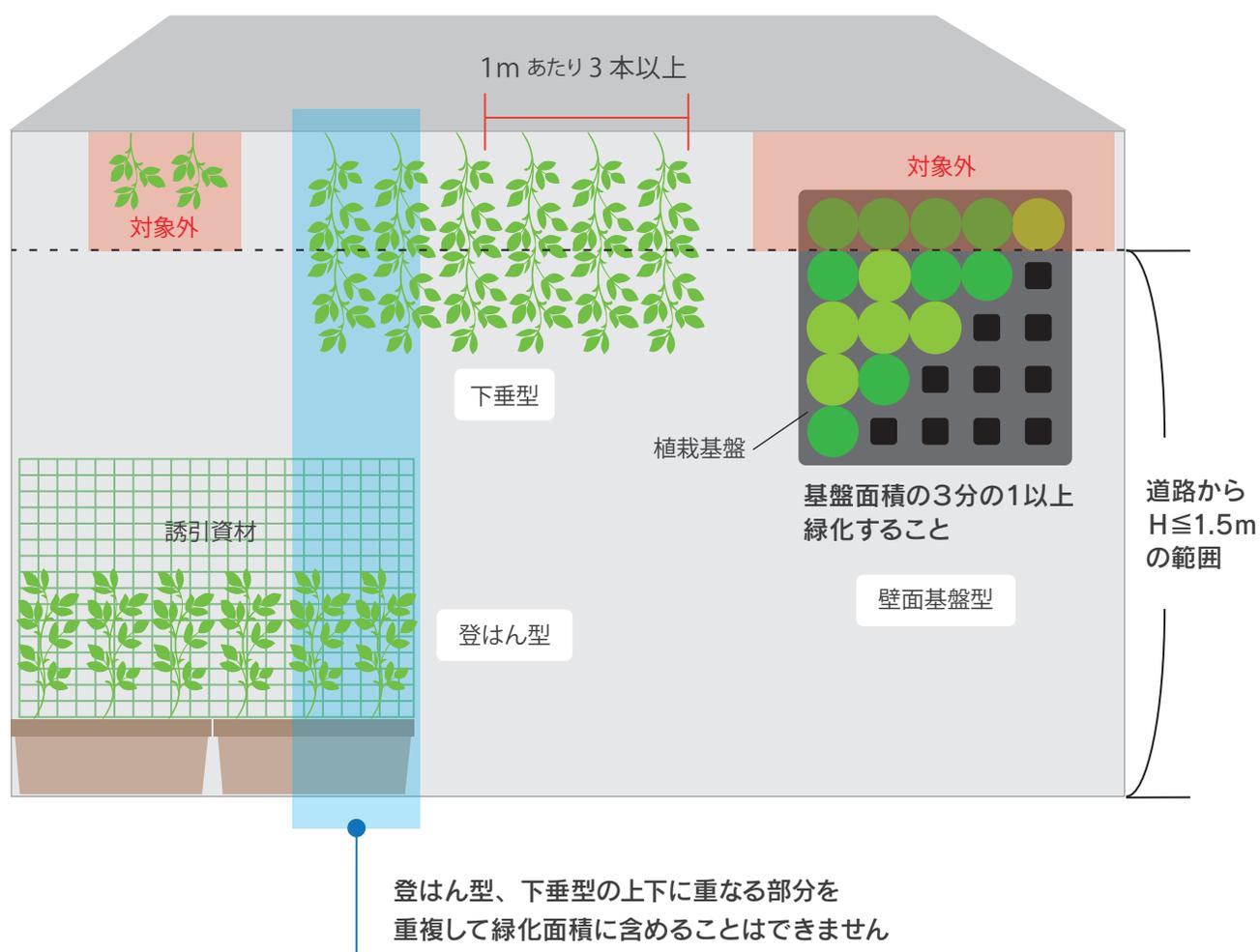
壁面において行う緑化で、登はん型、下垂型、壁面基盤型の3種とします。

ア. 登はん型、下垂型は、多年生つる性植物を1m当たり3本以上列植する場合があります。

イ. 壁面基盤型は、基盤面積の3分の1以上緑化する場合があります。

ウ. 壁面緑化に限り、植栽基盤として可動式植栽基盤（容量50リットル以上）の使用も対象とします。

エ. 道路から植栽までの高さが1.5m以下の範囲の緑化を対象とします。



壁面緑化の誘引資材及び灌水施設の材料費及びその工事費は助成対象となります。

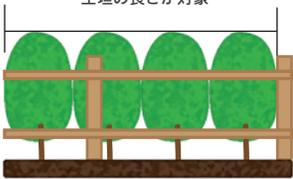
3

緑化面積算出の基本的な考え方

(1) 地上緑化

緑化面積は以下に定める方法で算出します。

※簡易に算出した緑化面積と現地の状況が著しく異なる場合には、別途現地の状況を勘案して算出します。

		緑化面積		1㎡あたりの上限額
樹木	緑化時の高さ	3.0m以上	3.0㎡ / 本	10,000円 ※タケ類等の樹高に比べて樹冠投影面積が著しく小さい場合は、基本的に直下の樹高規格の面積で算出します。
		2.0m以上 3.0m未満	1.5㎡ / 本	
		1.0m以上 2.0m未満	0.5㎡ / 本	
		0.4m以上 1.0m未満	0.2㎡ / 本	
生垣	緑化時の樹高が 1.0m 以上の樹木を 0.5m 以内の間隔で列植したもの	生垣の長さ (1mあたり=1㎡)		10,000円
低木 ・ 地被植物	0.4m未満の樹木及び 地被植物	0.04㎡ / 株		5,000円
芝生	芝生を敷き詰めて植栽する場合に限る	芝生面積=植栽面積 (㎡) ※図面に求積表をお付けください		1,000円
駐車場 緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地被植物で緑化した面積が駐車場の面積の 1/3 以上の場合 緑化面積=駐車場の面積 地被植物の保護材も緑化面積に含み、保護材も助成対象とします。 ■ 地被植物で緑化した面積が駐車場の面積の 1/3 に満たない場合 緑化面積=地被植物の面積のみ 地被植物の保護材は緑化面積に含まず、保護材も助成対象としません。 <p>※図面に求積表をお付けください。 ※駐車場の範囲は車止めまでです。</p>			10,000円

(2) 壁面緑化

登はん型 ・ 下垂型	<p>緑化面積=緑化延長×1m</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緑化時に高さが1mに満たないもの、1mを超える場合も一律1mを乗じます。 ■ 壁面緑化の延長が建築物壁面の延長を超える場合は、建築物壁面の延長を上限として算出します。 ■ 緑化した部分が上下に重なる部分は、重複して緑化面積に計上することはできません。 	10,000円
基盤型	緑化面積=壁面基盤型の面積	

4

チェックリスト

- 幅員4m以上の公衆用道路に面していますか？
- 緑化工事は未着工ですか？
- 3月23日までに緑化工事の完了及び報告書の提出ができますか？
- 道路から見える緑化が対象ですか？（P.4 参照）
- 緑化面積の合計は5㎡以上ありますか？（P.6 参照）
- 見積書がありますか？
- 緑化計画図に以下の記載がありますか？
 方位、道路境界・道路幅員・隣地境界、緑化の位置・種類・樹高等の規格
 植栽基盤と道路との間にある構造物（塀・擁壁等）の道路から構造物の天端までの高さ
- 賃貸物件や建築物の販売を目的とした緑化ではありませんか？

チェックリストをご確認の上、必要書類（P.9参照）をそろえて、申請してください。

申請先（郵送または持参）

〒810-0033 福岡市中央区小笹 5-1-1 福岡市植物園 緑の情報館内
 （公財）福岡市緑のまちづくり協会 みどり課企画推進係 緑化助成担当

5

維持管理の報告について

- 良好な樹木等の育成管理に努め、撤去してはなりません。
- 事業完了後5年間のうちに、やむを得ず助成事業により整備した樹木等を維持管理できなくなった場合は、速やかにその旨を届け出たうえで、助成事業により整備した樹木等と同等以上の緑化面積を確保していただきます。
- 事業実施年度から5年後の年度末に維持管理報告書により助成事業により整備した樹木等の維持管理状況について、報告していただきます。

6

手続きの流れ

申請者の手続き等

申請書提出

必要書類(P.9参照)をそろえて、協会まで郵送してください。

- 申請時に未着工で、3月23日まで(土日祝日の場合は前開庁日)に工事完了及び報告書の提出が条件です。
- 緑化施工見積書は概算ではなく、内容を十分精査してください。

緑化工事着手

■緑化工事は、「助成金交付決定通知書」が届いてから着工してください。

交付決定前に着工する場合

事前着手申出書を提出してください。
助成金交付決定前に工事を行う場合は、「事前着手申出書」の提出と、協会による事前現地調査を完了している必要があります。
事前着手申出書は到着日から緑化工事着工まで最低 14 日は確保してご提出ください。

助成金交付決定後、事業内容を変更する場合は、事業内容変更承認申請書を提出してください。

実績報告書提出

～3月23日まで(土日祝日の場合は前開庁日)

緑化工事終了後、事業実績報告書を提出してください。様式は助成金交付決定通知書と一緒に郵送します。(提出は郵送でかまいません)

請求書提出

助成金受取りのために、協会に請求書(協会指定様式)を提出してください。様式は助成金交付決定通知書と一緒に郵送します。(提出は郵送でかまいません)

維持管理

適切な維持管理を行ってください。
やむを得ず助成事業により整備した樹木等を維持管理できなくなった場合は、同等以上の緑化面積を確保しなければなりません。
事業実施年度から5年後に、維持管理報告書を提出してください。

協会の手続き等

現地調査・審査

工事着手前の現地調査及び書類審査を行います。(審査には申請書到着後4週間程度かかります)

交付決定通知

審査後、助成金交付決定通知書を郵送します。

現地確認・確定通知

緑化後の現地調査を行います。
現地調査終了後、助成金確定通知書を郵送します。

助成金交付

申請者名義で指定の銀行口座に助成金を振り込みます。

●申請時

- ・助成金交付申請書（様式第1号）
- ・緑化面積算定表（様式第1-2号）
- ・予算書（様式第1-3号）（消費税込みの金額を記入）
- ・役員一覧（様式第1-4号）（法人で申請する場合）
- ・付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を表示）
- ・地目・敷地所有者が確認できる書類
- ・緑化計画図（以下の項目を表示）
 - 方位、道路境界・道路幅員・隣地境界、
 - 緑化の位置・種類・樹高等の規格、
 - 植栽基盤と道路との間にある構造物の、道路から
 - 構造物の天端までの高さ
 - 道路境界から6mの範囲
- ・緑化施工費用見積書の写し
（内訳がわかるもの）
- ・当該所有者の承諾書
（申請者と事業の実施場所の所有者が異なる場合）
- ・暴力団排除条例に関する誓約書

○交付決定前に着工する場合

- ・事前着手申出書（様式第11号）
申請書到着日から緑化工事着工まで最低14日は確保してください

○申請時から緑化計画を変更した時

- ・事業内容変更承認申請書（様式第3号）
- ・緑化面積算定表（変更後）（様式第3-2号）
- ・予算書（変更後）（様式第3-3号）

●工事完了時

- ・事業実績報告書（様式第5号）
- ・現況写真

●請求書提出時

- ・請求書（協会指定様式）
- ・通帳のコピー

○助成事業者変更時

- ・助成事業者変更承認申請書（様式第9号）

●事業実施年度から5年後の年度末

- ・維持管理報告書（様式第8号）
- ・現況写真

よくある質問

申請書類はどうやって取得できますか？

ホームページよりダウンロードできます。
また、当協会窓口でお受け取りいただくか、郵送も可能です。
必要の際はご連絡ください。

よくある質問

地目・敷地所有者が確認できる書類とは
例えば何がありますか？

- ・登記事項証明書（法務局が発行）
- ・固定資産税課税明細書
（固定資産税納付者に4～5月に郵送されるもの）

よくある質問

花壇づくりを助成してもらいたい

本事業は一年草は対象外としております。条件を満たした上で、一年草以外のものを植栽する場合は対象となります。

公共用地や空地等において自主的に花壇づくり等を行う5名以上から成る団体で、花壇面積が10㎡以上の場所であれば、別途助成があります。協会ホームページから「緑の活動支援事業」をご確認の上お問い合わせください。



公益財団法人

福岡市緑のまちづくり協会

みどり課企画推進係

〒810-0033

福岡市中央区小笹5丁目1番1号

福岡市植物園 緑の情報館内

TEL 092-260-8816

URL midorimachi.jp

Email mms@midorimachi.jp